

## 平成24年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成24年(2012年)7月12日(木)

午後2時～2時55分

場所 平塚市美術館 研修室

- 1 出席者 江口会長、長谷川委員、相原委員、山川委員、久保田委員、松井委員、小林委員、添田委員、高山委員、綾部委員、以上委員10名  
(欠席委員：井出委員、中山委員、竹村委員、以上3名)

事務局：神保健康・こども部長、大野保険年金課長、浦田課長代理、吉川課長代理、中田主事、宇高主事

- 2 傍聴者 なし

### 3 諮問

神保健康・こども部長が「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について」と「平塚市国民健康保険条例の一部改正について」の2案件について諮問書を江口会長に手交し、審議のうえ、速やかに答申をいただけるようお願いの挨拶をした。

### 4 開会

江口会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成24年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

### 5 審議

次第に従い、順次議題を審議した。

議題(1) 平成24年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について

《事務局 資料 1 を用いて説明した。概要は次のとおり。》

#### 【概要説明】

それでは、すでに皆様に送付させていただいております配布資料の資料1を御覧ください。

1ページ目が歳入、2ページ目が歳出、3ページ目と4ページ目が参考資料として当初予算総括表となっています。

平成24年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算につきましては、今年の2月2日に開催した平成23年度第3回運営協議会において、「平成24年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)」の中で説明させていただいた内容で、3月議会で承認

を得られております。従いまして本日は、配布させていただいた資料の見方の説明と、前年度と予算額等がある程度増減しているところについてだけ簡潔に説明させていただきます。

まず、3ページの歳入と4ページの歳出の総括表を御覧ください。この表を見ていただきますと、3ページの左と、4ページの右の欄外に振られています数字は、各予算科目の款となっております。款の下にある一文字ずれたものが項、もう一文字ずれたものが目、もう一文字ずれたものが節となっており、各予算科目を細かく分けて見ていただくことができます。こちらは参考として御覧になってください。予算科目につきましては、平成24年度は23年度と同じで、特に新しい科目などは設けておりません。

それでは次に、前年度と予算額等がある程度増減しているところなどについて説明させていただきます。1ページを御覧ください。

歳入の1款 国民健康保険税ですが、平成24年度は68億8,970万3千円で、前年度に対し、額で1億3,627万9千円、率で1.9%の減となっております。平成24年度は保険税率の改定は行っておりませんので、被保険者の高齢化による所得割の課税標準額の減少等により、減額すると見込んでおります。

4款 療養給付費等交付金の16億9,399万3千円は、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費などの合計から、退職被保険者等が納める保険税等の収入合計額を差し引いた交付見込額を計上しています。前年度に対し、額で2億1,906万7千円、率で14.9%の増となっております。

5款 前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者に対する交付金で、64億9,156万4千円を見込んでいます。前年度に対し、額で6億8,642万2千円、率で11.8%の増となっております。

7款 共同事業交付金の29億7,699万3千円は、高額療養費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金です。このうち保険財政共同安定化事業は、市町村の国民健康保険財政の更なる安定化を図るための共同事業で、各市町村の拠出金で賄われます。具体的には1件当たり30万円を超える医療費のうち8万円を超え80万円未満の部分について、一定率の交付基準額が交付されます。この事業につきましては、「国民健康保険法の一部を改正する法律」が平成24年4月6日に公布されたことに伴い、平成27年4月1日から事業対象が全ての医療費に拡大されることとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。

歳出の2款 保険給付費の195億6,755万1千円ですが、前年度の実績などを勘案し、療養給付費の一般及び退職被保険者等の保険者負担見込額、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、神奈川県国民健康保険団体連合会が行っている診療報酬明細書の審査と、各療養機関への支払事務に係る手数料等を計上しております。

保険給付費全体では、前年度に対し、額で6億267万1千円、率で3.2%の増となっております。

3款 後期高齢者支援金等の38億8,171万6千円は、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金やその事務費拠出金を計上しています。前年度に対し、額で5億502万1千円、率で15.0%の増となっております。

前年度に対して、比較的予算額の増減の大きなところなどについて説明させていただ

きました。以上、平成24年度国民健康保険事業特別会計の予算規模は、前年度に対し、額で11億3,700万円、率で4.1%増の287億4,500万円となっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

《質疑応答に入る。》

委員：5款 前期高齢者交付金が増加しており、その概要説明の中で「偏在」という表現がありますが、これは前期高齢者の年齢層が増えたということでしょうか。

事務局：「偏在による医療費等の不均衡」というのは、(前期高齢者の)65歳から74歳までの、医療費が比較的多くかかる年齢層の方が多くいる保険者という意味合いとして捉えてください。

委員：では、平塚市の国保は前期高齢者が多くなっているということですか。

事務局：現在、高齢化に伴い(市町村)国民健康保険者全体の高齢化が進んでいるとお考えいただけます。

会長：他に御意見等もないようですので、議題(1)「平成24年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」は、終わらせていただきます。

続きまして、議題(2)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題いたします。この件は諮問事項となっています。諮問書につきましては、お手元に写しが配布されています。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 議題(2) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について

《事務局 資料 2を用いて説明した。概要は次のとおり。》

##### 【概要説明】

それでは、事前に配付いたしました資料2を御覧ください。

まず、条例改正の要点についてですが、平成23年12月2日に公布された地方税法の一部改正に伴い、地方税法第18条の4第1項に規定された行政手続法の適用除外を見直す改正が行われたため、関連する平塚市国民健康保険税条例においても、同様の改正を行うものです。また、併せて必要な字句の整備も行います。

今度は、本日お配りしました諮問書の写しの「諮問事項」を御覧ください。

御審議いただく点は、平塚市国民健康保険税条例第1条の2第1項の規定で、平塚市行政手続条例の適用除外となっている第2章の「申請に対する処分」から第7条の「理由の提示」と、同じく適用除外となっている第3章の「不利益処分」から第13条の「不利益処分の理由の提示」を除き、これを平塚市行政手続条例の適用とする改正を行うことについてです。

続いて諮問書の写しの「趣旨」及び資料2の「改正の理由」を御覧ください。

改正の趣旨及び理由には、同じ内容を記載させていただきました。この度の地方税法の一部改正では、地方税法に基づいて行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分については、行政手続法に基づき理由を示すこととなりました。このことに伴い、平塚市国民健康保険税条例においても、関連条文について同様の改正を行い、これまで平塚市行政手続条例の適用除外となっていたものを適用とします。

資料2の「施行年月日」を御覧ください。

施行年月日は、改正地方税法の施行年月日に併せて平成25年1月1日となります。ただし、字句の整備のための改正規定は、公布の日からの施行となります。

資料2の3ページ目は、条例改正の新旧対照表となっております。下線の引かれている部分が、改正部分になります。

第1条の2第1項が行政手続条例の適用除外を見直す改正、第10条第1項が字句の整備のための改定となります。

なお、本件については、本国民健康保険運営協議会から承認の答申を受けられましたら、7月24日（火）の庁議に諮り、やはり承認を経た後、8月22日（水）の定例行政報告会で報告し、8月31日（金）から開催される市議会定例会に上程させていただく予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

《質疑応答に入るが、委員の様子から事務局が追加説明をした。》

事務局：今回の改正について分かりにくい部分が有るかと思います。一番重要なところは、不利益処分又は申請によって求められた許認可等を拒否する処分をするときに、今までは法的には理由を示さなくてもよかったが、今回の改正によって必ず理由を示して、何故駄目なのかということを示すことになったということです。

委員：今の説明についてですが、今までは許認可等を拒否する処分において、理由を示すことは必要なかったが、これからは拒否をした場合、保険者が理由を示さなければならないということでしょうか。もう少し詳しくお願いいたします。

事務局：具体的には、保険税の申請をするケースとして減免申請があります。減免申請をされたときに、減免となる方はそのまま決定とすればよいのですが、減免にならなかったという場合に、今まで法律上では理由を示さなくても構わなかったのですが、これからは何故却下なのか、理由を示さなければいけません。しかし、実際には、これまでも平塚市では理由を示して却下しておりますので、実質上は今までと取り扱いは変わりません。

委員：却下をするときの理由というのは、文書で示すのですか、それとも口頭でもいいのですか。

事務局：不承認通知の中に、こういった理由で認められませんという形で記載します。

委員：その決定や理由に不服があった場合は、申し立てなど是可以ののですか。

事務局：不服があった場合の申し立てや審査請求については、教示をしております。保険税に限らず様々な支給通知等に教示を記載しています。

会長：すみません。少し教えていただきたいのですが、ただ今保険税の減免についてのお話がありましたが、拒否の処分で理由を述べなければならないものは、他にはどんなものがありますか。

事務局：国民健康保険税の場合に、申請をもらわなければならないのは減免ぐらいです。賦課、徴収に関しては、こちらで一方的に所得等から市民税の情報を根拠に課税をしておりますので、申告や申請は保険年金課に対しては基本的にはありません。あるとすれば、非自発的失業者の方が、自分は非自発的失業者だということを申告していただく場合です。ただし、ハローワークで交付される失業保険の受給資格者証の中には理由のコードがあり、そのコードに該当しなければ非自発的失業者とは認められませんので、本人がそのコード以外で申告するという事は普通考えられません。従って、唯一考えられるのは減免申請だけです。ただ、実際には減免申請を出していただかないと分からない面もあるので、話し合いだけで「あなたは該当しません」ということにはなりません。場合によっては申請をしていただいたうえで、調べてから却下させていただくこともあります。減免申請の件数はその年によって違いますが、却下も若干あるということです。

会長：それでは、御意見、御質問がここで出揃ったようですので、この辺で答申案を取りまとめて参りたいと思います。

この諮問事項「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について」に、諮問案を御承認いただけますでしょうか。

《全員一致で承認、答申の文案、日時については会長に一任された。》

会長：議題（3）「平塚市国民健康保険条例の一部改正について」に進めて参りたいと思います。（この件についても諮問事項となっています。）

事務局から説明をお願いします。

### 議題（3）平塚市国民健康保険条例の一部改正について

《事務局 資料 3を用いて説明した。概要は次のとおり。》

#### 【概要説明】

それでは、事前に配付いたしました資料3を御覧ください。

まず、条例改正の要点についてですが、平成24年4月6日に公布された国民健康保険法の一部改正に伴い、平塚市国民健康保険条例第7条で引用している国民健康保険法の規定に条ずれが生じたため、法の改正に合わせてこれを改めるものです。

今度は、本日お配りしました諮問書の写しの「諮問事項」を御覧ください。

御審議いただく点は、平塚市国民健康保険条例の第7条中「第72条の4」を「第72条の5」に改めることについてです。

続いて諮問書の写しの「趣旨」及び資料3の「改正の理由」を御覧ください。

改正の趣旨及び理由には、同じ内容を記載させていただきました。この度の国民健康保険法の一部改正では、平成22年度から平成26年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度）を規定した国民健康保険法附則第24条が、本則第72条の4となり恒久化されました。このことにより、これまで平塚市国民健康保険条例第7条で引用していた法第72条の4が法第72条の5に改められたため、改正するものです。

資料3の「施行年月日」を御覧ください。

施行年月日は、改正国民健康保険法の施行年月日に併せて平成27年4月1日となります。

資料3の3ページ目は、条例改正の新旧対照表となっております。下線の引かれている部分が、改正部分になります。

なお、本件については、典拠法令<sup>てんきよ</sup>の条ずれに伴う条例改正となりますので、本国民健康保険運営協議会から承認の答申を受けられましたら、庁議、定例行政報告会を経ずに、8月31日（金）から開催される市議会定例会に上程させていただく予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

《質疑応答に入る》

委員：平成26年度までは今の暫定措置は生きるのですか。施行は平成27年4月1日になっており、そこから恒久化されるというように資料の文書から読めるのですが、27年4月1日から施行されることを今ここで決めていくのですか。

事務局：法第72条の4は、保険者支援制度に関する規定で、この規定はこれまで法附則第24条で22年度から25年度までの暫定措置になっていましたが、今回の法改正で1年この暫定措置が伸びて26年度までになりました。そして27年4月1日からはこの規定が本則となり、期限が取れて恒久化されることになっております。

委員：平成26年度までは変わらないのだったら、今ここで国民健康保険条例を改正する必要があるのかお聞かせください。

事務局：国民健康保険法は色々なところが改正されるわけですが、その中でも施行日がバラバラになって、すでに施行されている条文もあれば、未施行の条文もでてきます。次に法改正による条例改正があった時に、すでに法改正があったものを条例改正しておかないと後から条例改正する時にやりにくくなってしまいます。例えば、今回は法第72条の4が第72条の5に改められましたが、又次にこの条文がずれることになった場合に、法第72条の4はいつの時の72条の4か分からなくなってしまいます。従って、法改正があった時にできるだけ速やかに条例改正して、次の法改正があった時に前の改正と

順番に条例を改正しておかないと対応が難しくなってしまいます。法改正があった場合に施行日がずれますが、それに合わせて条例も改正しておかないと、今回は平成27年4月1日施行のものです。次に26年施行の別の法改正があった場合に、すでに27年4月1日施行のものが改正されていないと、ここで改正されるものが前のものなのか、後のものなのか分からなくなってしまいます。実際に条例改正を行う場合、国民健康保険条例の一部を改正する条例を議会に出すわけですが、場合によっては国民健康保険条例の一部を改正する条例をさらに改正する条例作り、それによってようやく法改正に合うように書き換えていくことができるわけです。要するに、法改正があった時に条例改正しておかないと、後から入ってきたものがあつた場合に改正がしにくくなってしまいます。

委員：施行される直前の議会を通して条例を改正すれば、平成27年4月1日からの適用は問題ないわけで、今回条例改正しなくてもいいわけですが、早くできることは早くやっておこうということですね。それによって実際の運用も支障がないし、条例上もなんら齟齬がないということですね。

委員：平成27年4月までに条例の内容が改定されることが、場合によってはあるのではないですか。条文そのものが改定されるということは、あまり考えられないことなのですか。このように考えると、26年度まで暫定やっている条例の内容が改定されてしまうということはないのですか。

事務局：今回は法改正があつたからといって、国民健康保険条例が何か影響を受けるということはありません。ただ今回は、条例が参照している国民健康保険法第72条の4の特定健診のところに別の規定ができて特定健診の規定がずれたので、72条の4を72条の5に改めます。もし72条の4のままにして条例を改正しないと、特定健診以外のことが記載されているものを参照してしまうことになり、参照すべき特定健診が記載された規定は72条の5に変わるので、今回はそれを直しました。72条の4には、保険者支援制度の規定が新しく入ってくるわけですが、国民健康保険条例にはこのことについて何も記載がないので、条例としては何も影響はありません。そのことによって条例を改正しなければならないということはなく、ただ、法の条文の間に保険者支援制度の規定が入ってしまったので、条例が参照している法の特定健診の条文の数字に直すだけです。こういうことはよくあることで、例えば法の条文が増えたり、減ったりして、そこに参照している条文があれば、その数字を直さないとまったく関係のないところを参照してしまうことになるので、今回はその作業を行いました。保険者支援制度は、条例とは直接関係がありませんが、今回条文の数字がずれてしまったので、その数字を直させていただいたということです。ただ、先ほど委員さんが言われたように、本当に条文がずれるのは平成27年4月1日からですから、そこまでに直せばいいということは確かです。一応分かっている限りは条例改正していかないと、次の法改正があつて条例改正しなければならないときに直しにくくなってしまう場合があるので、その都度行っています。

委員：基本的なことをお聞きしたいのですが、条文の読み替えだけのことについて諮問をして、協議会に提出して承認を得なければ、条例は成立しないということでしょうか。例えば法律が変わって、読み替えるだけならば協議会を開かなくてもいいのではないのでしょうか。今色々な意味での縮小、合理化という中で、市としては条文の読み替え程度だったら行政に任せてくださいとなるとところが、協議会を通さなければならないという法律ができているからこそ運営協議会を開くのだと思います。単なる読み替えだけで、それが全国で行っているとなれば、すごい時間が掛かっている、労力が掛かっていると思うのですが、基本的な質問で申し訳ありませんがどうなのでしょう。

事務局：国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の重要事項を審議し、御意見をいただく場となっております。諮問をして答申を受ける、或いは、報告させていただく場となっております。確かに条例改正は重要事項ですが、委員さんが言われたように今回の条例改正はそれほど内容ではありません。しかし、このことを運営協議会の審議事項に含めるか、含めないかということは、市のサイドで決めるのではなく、委員皆さんの話し合いの中で、このくらいは諮問しなくても市のサイドでやっていいよと言っただけであれば、次回からこの条項ずれについては、運営協議会に諮らなくてもいいといった形も取れます。

委員：それでは、国から一律で法律改正に伴う条例の規定の改正がある場合は、このように協議会を通さなければならないというルールはないのですね。

事務局：国民健康保険の重要事項の決定は、必ず協議会の意見を聴かなければならないということになっております。ただ、この程度の条例改正が重要な事項かどうかといったことを運営協議会で御協議いただき、この程度でしたらでいいですと言っただけであれば、協議会に諮らなくてもよくなります。

委員：今のことについてですが、市の保険年金課で重要か、重要でないか判断することも難しいと思いますので、協議会にかけて、協議会が判断する形を取るべきだと思います。

委員：国のルールがなければ、それは市のサイドで決められることではないのですね。

全国でもこうしたことをやっているのかと思いましたので、読み替えでも協議会に全てかけて行われているということになると大変だと思います、もう少し簡略化に繋げていけないかという意見であって、それほど深い意味はありません。

事務局：平塚市では、条項ずれに伴う条例改正も諮問させていただいておりますが、他の市町村では行っていないところもあると思います。この場合でも、例えば条項ずれはいいとか、この部分まではいいといったことを決めて行っていると思います。もし平塚市がこの様な軽微な事案は諮問しないとした場合には、この様な事案がありますが協議会に諮らなくてもいいですかと会長には相談し、その結果については次回の運営協議会で報告させていただくということになります。従って、何もチェックが働かなくなるということはないと思います。



会 長：そうなりますと、字句の修正のような軽微な条例改正だけが議題に上がってくるような場合は、会長に相談してもらい、協議会にかけないというようなことを委員の皆さんがいる場で話ができれば、今後は今回のような意見がでることもなくなってくるのではないかと思います。

議題として上がっているものは、法改正に伴う条項ずれの改正で、委員の皆さんには今回そのためにお時間を使っただいておりますので、そういう意味では今後検討する余地があるのかと思います。

会 長：この他に何か御意見がございましたら、折角の機会ですのでお出しいただけますか。

委 員：今話題になっております国の改正は、市にはどのような方法で伝えられるのですか。市の職員が官報を見て、関係あるところにマークを付けるとか、県からの変更通知等があつて、この方法は見直さないといったようなことがあるのですか。

事務局：国民健康保険の制度に関する変更については、国は県を通じて市にも通知を出したり、或いは、分かりやすいリーフレットを作ってくれたりして、いつからこのように変わりますといったところから、このように変わりましたよといったところまで伝えてくれます。また、国は都道府県向けの会議で県に伝え、それを県が各種会議の場で市に伝えてくれます。メール等で連絡してくれる場合もあります。

委 員：事前に話し合っていることが、聞こえてくるというか、知られるとき、市として意見があつた場合、それを国に具申する機会はあるのですか。

事務局：県が市町村の意見を聞いて、それを国に伝えることはあります。平塚市が直接国に対して意見を言うことはありません。ただ、平塚市も国会議員や、厚生労働省、財務省といった省庁に対して、全国の国保の保険者が集まって色々な要望を出す運動には、毎年1名参加しております。その場合は直接国会議員や各省庁に皆で手分けをして陳情しています。

委 員：平塚市の場合、法律の改正等を常に見ているのは各部課が責任をもって行っているのか、法務課のようなところがあつてそこで一括して行っているものなのか教えてください。

事務局：基本的には、担当課が行っております。ただ、条例の改正は大変な作業で専門知識も必要になりますので、行政総務課の法制担当でサポートしてくれています。場合によっては、法制担当から情報がくることもあります。

会 長：それでは、御意見、御質問がここで出揃つたようですので、この辺で答申案を取りまとめ参りたいと思います。

この諮問事項「平塚市国民健康保険条例の一部改正について」に、諮問案を御承認いただけますでしょうか。

《全員一致で承認、答申の文案、日時については会長に一任された。》

会 長：議題（４）「その他」に進みたいと思います。

「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：事務局としましては、特に議案等はありませんが、今回は８月２３日の木曜日、時間は１４時から同じこの美術館の研修室で、第２回の運営協議会を開催させていただきたいと考えております。次回につきましては、平成２３年度国民健康保険事業特別会計の決算についてと、今年度は特定健診、保健指導のPapComeを行いますので、そのことについて報告させていただくような形になると思いますのでよろしくお願ひいたします。

そのほか議題、意見もなく、閉会となる。

以 上